

どんどん減っていくので、この際、有料化したい。委員より、下水道料金と比較してアンバランスであり、このことについて他市の平均をとって福祉施策や教育施策ではなかなか平均に達しないという面で、とても賛成できないし、他市とのバランス、下水道とのバランスというところ、この条例の根拠になっていないので反対であるとの発言の後、お諮りしましたところ、賛成多数にて原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原 敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） 議案第七十一号福生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、日本共産党を代表いたしまして反対討論を行います。

本条例は、今まで無料だったし尿のくみ取りを有料化にしようとするものです。無料から有料にするという理事者の説明では、一、下水道の普及に伴い有料化でバランスをとる。二、他市が有料となっているから。三、し尿のくみ取り件数が減っている中で、し尿処理に経費がかかるから。四、衛生の問題、市民福祉を理由にしています。これらの理由を一つ一つ分析してみますと、何一つし尿のくみ取りを有料にする根拠にはなりません。

まず一つ目の理由では、下水道とのバランスでは下水道を使っている三人世帯の料金は平均で千九百四十円であり、そのうちし尿分は三百五十円であります。今度のし尿くみ取りの有料化では千百円となります。これではバランスをと言いながら、バランスはとれません。かえって下水道利用世帯よりもくみ取り世帯の方が高くなり、バランスをとるつもりがアンバランスを生むことになります。

二つ目の他市で有料となっているからという理由は、理由にもなりません。他市と同じにしたいというならば、有料化だけをまねるのではなく、他の事業も同じ施策としなければなりません。理事者の都合のいいときだけ他市を持ち出すことは矛盾していると思います。

三つ目のし尿の処理費がかかるからという理由につきましても、この理屈で考えるならば、これから先くみ取りの件数が減れば減るだけ、し尿のくみ取り料金が上がるということになります。し尿の処理費の二四・四％を受益者負担とするという考え方は、くみ取り世帯が少なくなればなるほど料金が上がるという仕組みであり、際限のない値上げとなります。下水道に切りかえたくとも切りかえられないことなど何ら考慮に入れないで、ただ有料化にするということはむちゃくちゃです。

四つ目の衛生のことにしてもそうです。だれでもくみ取りよりも下水道に切りかえたいという思いはあります。しかし、切りかえたくともできない事情があります。委員会の審議の中でもはっきりしましたように、くみ取りとなっている世帯の半数は借家であります。大家さんが下水道に切りかえない限り、衛生的な暮らしを考えると実現できません。また市民福祉という点では、借家に住んでいる人たちは間違いなく三人世帯で千百円の負担増となり、市民福祉とは正反対のものとなります。また衛生問題や市民福祉というならば、下水道の恩恵を受けられない人々に対し有料化にするということは理解できません。

今、行政として行わなければならないことは、借家の世帯には大家さんに下水道を引いてもらえるように働きかけることや、経済的な理由で下水道が引けない世帯には資金の貸し付けを図るなどすることが、全世帯の下水道化への近道だと考えます。

以上述べましたように、し尿のくみ取り有料化につきましてはいろいろな理由をつけて提案されていますが、何ら納得のできる理由がありません。下水道に切りかえられない千百世帯の市民の方々は借家だったり経済的な理由、都市計画上でできなかったり、また他人の土地を通らなければできない等の事情があります。これを無視して有料化するということは許せません。下水道に切りかえなければくみ取りは有料だということは、行政にその考えはなくとも、見せしめ的にもとられかねません。

私は、し尿のくみ取りの有料化につきましては考え直すべきであると意見を申し述べまして、反対討論といたします。

す。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者五番須釜亮次君。

（五番 須釜亮次君登壇）

○五番（須釜亮次君） 御指名をいただき、議案第七十一号福生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について賛成討論を行います。

本案につきましては、現在、無料で行っております一般世帯のし尿処理手数料を有料化し、事業所等のし尿処理手数料の額を改正したいとの理事者提案であります。

ただいま委員長報告のとおり厚生委員会慎重審議の結果、起立多数で可決されたのであります。去る昭和五十三年六月一日制定の公共下水道の開始に伴う条例で、公示以来、汚水関連管渠工事費は起債、補助金を含めて約八十億円の巨費を投じ、現在、全国的にも極めて上位に位置され、家庭の水洗化については関係者各位、とりわけ受益者すなわち市民の下水道事業に対する理解と協力により自己改造費を負担して今日に至っているのがあります。もちろん、このことは自己保有の市民だけでなく、借家にお住まいの市民の水洗化への協力の成果であります。

反面、改造義務期限でありました昭和五十六年から今日現在に至るまで、くみ取りについては他市町にも見られない無料で実施されてきたのでありますが、現在、福生市が行っておりますし尿処理の方法として、一、自己改造費プラス下水道使用料を負担する下水道方式、二、平均年一回の清掃料金を負担する浄化槽方式及び、三、一般世帯全額無料のくみ取り方式の三通りであり、御案内のとおり、昭和六十二年度決算におけるし尿処理費として八千五百八十三万円が支出されました。

今回、理事者から提案された条例改正案は、一般くみ取り世帯と事業所についてであります。特にくみ取りの有料化は近隣他市町でも以前から実施されており、既に水洗化を実施した市民と比較した場合、水洗化家庭のし尿処理の原価に対する負担率は自己改造費を含まない計算で四六・七％であり、今回の理事者提案のくみ取り有料金額は、標準世帯三人家庭で月額約一千百円程度、この処理費に対する負担率は、六十二年度決算に当てはめた場合、一世帯の処理費月額約四千五百円に対して二四・四％、六十三年度予算を参考とした場合、二〇・三％程度で、水洗化家庭との比較でも、このたびの有料金額市案は妥当であると認めるものであります。

しかも予測される対象世帯に今回提案された有料化が適用されたとしても、なおかつ多額なし尿処理費が支出されていくはずであります。また、このことに関連して福生市を含めて運営されている西多摩衛生組合加入の青梅市、羽村町、瑞穂町では水洗化の水準が福生より下位にもかかわらず、既に有料化を実施し、さらに普及努力を続けており、共同事業構成員である福生市が有料化することにより、一般家庭くみ取り有料化の同一基盤に立って同衛生組合の運営がさらに円滑になるよう願うものであります。

本議案に賛成する立場として、有料化に伴う幾つかの問題点として、一、徹底したPR、二、料金の徴収方法、三、減免措置等を指摘して、当局の適切な対策が講じられますよう努力されんことを願い、あわせて福生市が清潔で住みよく、市民の憩いの場である多摩川に清流を取り戻すためにも、受益者がそれぞれ応分の負担をすることを求めた勇気ある決断に対して深甚なる敬意を表し、本議案に対する賛成討論とします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより議案第七十一号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって議案第七十一号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第四議案第七十二号福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第七十二号福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今回の料金見直しの理由は何か。理事者より、料金は五十七年に改正したが、その後、円高の関連で値上げは見送られたが、今回の見直しは今後の財政計画を見通した上で、資本費について国は一〇〇％示しているが、当面一五％を資本費に組み入れることを柱としての改定である。

委員より、今後の料金改定の見直しについて。理事者より、国や都の指導があり、他市の資本費の組入率が上がってくる場合は、その時点で一五％がいいかどうかの判断だが、現時点では、都の処理料金改定とか維持管理費がふえて資本費を圧迫し、資本費の組入率が五％を下回った場合は一五％まで改定する考えである。

委員より、下水道使用料千トン以上の内訳について。理事者より、千から二千トンが八件、二千から三千トンが一件、三千から四千トンが三件、四千から五千トンが一件、五千から七千トンが一件、七千トン以上が一件で、内容は基地、事業所、病院、学校、官公庁などである。

委員より、下水道使用料条例第二条二項を適用しない場合の六十三年、六十四年度の見込額及びその条例改正の考えについて。理事者より、見込額は六十三年度、三千二百万円。六十四年度、三千九百七十万円ほどになる。また条例改正については変える考えはない。

委員より、下水道については今後どのような考え方を持って行っていくのか。理事者より、国や都の料金に対する指針に近づける努力をしなければいけないが、他市町村の関係もあり、当市としては一定の資本費を料金の中で維持しつつ今後の運営をしていきたい。

委員より、料金表のランクづけをさらに細かくできないのか。理事者より、東京都の区、三多摩地区はほとんど八ランクに分けており、一番合理的な制度であるとして採用されている。今回は生活用には節度のある配慮をし、大口については応分の負担をいただく表となっている。

委員より、今回の改定につき市民に理解されるよう広報でPRされたい。

なお、審査中に反対の意見もあり、本案について起立採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。二番大森 進君。

(二番 大森 進君登壇)

○二番(大森 進君) 議案第七十二号福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例に対して反対討論を行います。

今回出されている条例は、一言で言えば下水道使用料を平均して二・七％を値上げするということであります。

理事者側の提案理由は、国や都からの維持管理、資本費等を下水道料金に算入すべく指導があった。また福生市の行政改革答申に述べられていることを主なものとしているが、市民サイドに立った理由はなく、平均値上げ率二・七％の数字は福生市民が理解でき得る根拠であるとは言えないし、市民に対して負担を押しつけるものであると言わなければなりません。

この条例が実施されると、年々受益者負担が増加する中で、福生市が市民に対し数少ない行政サービスとして誇れるものがまた一つ減ってしまいます。ましてや、この提案内容は、市長が横田基地に対して下水道使用料条例第二条二項に見られるように、便宜を図り、一つの事業所等の扱いのままで一般世帯用扱いで使用料を徴収しようとはせず、今もって考え方を改めようとはしていません。例えば値上がりしたとして考えれば、福生市民の大多数が五十立方メートル以下であり、値上げ分として三千四百八十万円の増収となるが、基地排水料を一般世帯用で徴収すれば三千九百七十万円の増収となり、大多数の市民は値上げしなくてもよいことになります。そして市の財政が潤うことも明らかであります。また下水道使用料条例第二条二項を変えなくとも基地排水量は他の事業所との格差が大きく開いており、基地を対象としての値上げ体制も可能であるにもかかわらず、そうした対応をとらずに横田基地優遇の姿勢を変えることなく市民に負担を押しつけるのは許されることではありません。

今、市民を取り巻く生活環境は一段と厳しさを増しています。そうした中で、国会で見られるように政府・自民党によって消費税導入が今や成立直前であり、仮に消費税が導入されるようなことになれば、生活がより一層圧迫されることは火を見るよりも明らかであります。そうした情勢下にありながら市民の生活不安を無視して、今議会以来年四月一日より下水道を値上げをする条例を提出する理事者の考えを理解することは到底できません。

市長にあっては、六十四年度から事実上、予算編成等を主軸に新市長としての政治姿勢や行政手腕が発揮されると思います。六十四年度に向けた最初の仕事は値上げ条例の提出とほだだあきれるばかりであります。市長は、一日も早く基地に対する政策を切りかえ、市民サービス向上に向け努力すべきであると私は考えます。

以上述べた理由から、今回出された福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例に明確に反対の姿勢を明らかにして、討論いたします。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者四番浜中輝夫君。

（四番 浜中輝夫君登壇）

○四番（浜中輝夫君） 御指名をいただきましたので、議案第七十二号福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

下水道が供用開始されて十年、この間、事業の進展に当たって市長初め関係者の努力と市民の皆様には、快適な生活としての下水道を御理解いただき、水洗化に御協力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。ところで、

さて今回の使用料改定は、現行料金が七年間据え置かれていたことから、財政上、また他市町の料金との均衡上からも適正な料金に改正する必要性を認めるところであります。今日、国において使用料対象経費に資本費を含めるべきとの強い指導もあることから、改定に当たって資本費の歳入の範囲をどのくらいに限定するかが重要な点であったと思います。多摩地区の市町の平均が一六・七％であり、今回、一五％の算入率に抑えることは市民生活の影響を考慮されているところであり、改定率二二・七％にはなっておりますが、生活排水には節度ある配慮がされており、その意味では、市民の御理解を得られる範囲と思います。また維持管理費でも人件費等で内部努力も認められるところであります。御指摘のある繰入金につきましては、現下の回収率が四六・七％となることから三十九年で約三億二千万

円の減額が図られてくるものであります。

以上のことから、今回改定に当たっては、料金最低の基本原則に沿ったものであり、今後、事業の健全化にさらに努力され、また市民の皆様により事業の理解を得るようPRも十分されるように望みまして、私の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（村尾栄次君） 次に、反対者十一番松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第七十二号福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例について、共産党議員団を代表いたしまして反対の討論を行います。

本議案は平均二二・七％の引き上げを行い、一億八百万円の増収を図るというものであり、その理由といたしまして本会議におきまして、一つは二十六市との比較の問題、二つには国や都よりの強い指導、三点目は行革審の指摘、そして四点目は監査報告の指摘等々が述べられました。こうした理由を見ますと、本当に福生市、地方自治体としてその機能というか、そういうものを持っておるのか、いささか不思議に思うほどであります。また、そうした理由を見ましても、議会をやはり無視するような提案理由とも私感した次第でございます。そこには市民のこと、市民の生活、そうしたものは、そういう観点は全く存在しない、そういう理由であったと思います。

結局そうしたところから、この改定案が通ることになりますと、例えば以前から私大きな問題として指摘しております横田基地に対するサービスの問題は、一層拡大するわけでございます。六十二年度、六十三年度、こうした時点で三億二千九百万円のサービス、それがこの二二・七％の改定によりまして三億九千七百万円と、さらに七百万円も追加のサービスをしてやるということになるわけでございます。また同時に、最大の大口使用者であります基地ですが、この該当する部分におきましては、他市に比較いたしましたも従来大変低い金額に抑えられており、今度の改定によりましてこの部分は一向に改善はされておりません。そういう意味では、最大大口使用者であります基地にとっては、その意味でも二重のサービスを引き続きやっていくことになると思います。

また市民の方は、今、東京都の水道料金が大変高い。そういう点で両隣の羽村、昭島、そうしたところと比較いたしますと、水道料金と下水道料金セットで徴収されますので非常に高い負担感を持っている。そういうものがさら

に増幅されるだろうと思います。

こうした点から見ますと、この平均二・七％という値上げですが、今の現行の状況の中では絶対にやってはならないと思います。七年間据え置いたと、当然でございます。いいものは七年でも八年でも一般市民に対する低い料金は据え置いて結構だろうと思います。ましてや今度の改定によりまして一般市民の方の負担は三千四百八十万円になるわけです。と申しますと基地に対しては三億九千七百万円のサービスをするわけですから、そこを改めるならば、一般家庭の値上げなどをやらなくても十分に間に合う財政的な措置がとれます。間に合うところかおつりまで来るようなわけでございます。

そういう点では下水道使用料条例二条二項の拡大解釈は、石川市長のもとできっぱりとやめていただき、一般家庭に対する引き上げ、そうしたものをやめていただくよう強くお願いするものですし、要求するものであります。

以上、そうしたことを申し上げまして、私の反対の討論とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で討論を終わります。

これより議案第七十二号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって議案第七十二号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第五議案第七十四号昭和六十三年度福生市一般会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、の三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。まず総務委員長村野和一郎君。

(総務委員長 村野和一郎君登壇)

○総務委員長(村野和一郎君) 御指名をいただきましたので、議案第七十四号中総務委員会所管分につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず歳入全般につき理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市税について今後の伸びはどのくらい見ているのかとの質疑に、法人で三千万、個人で五千万円ぐらい見込めるとの答弁がありました。

また委員より、基地交付金、国庫補助金の中の特定防衛施設周辺整備交付金等について、横田基地周辺の自治体の金額と対前年比はどうかとの質疑に、理事者から数字を挙げて答弁がありました。

また財政力指数についての質疑に、六十三年度、〇・八〇であり、六十二年度、〇・七八であったので初めて〇・八〇を超えたとの答弁がありました。

また市営プールの入場料についての質疑では、大人が二百十六万二千百円、子供が四十五万六千三百円、これ以外に、大人、子供の区別の分からない超過料金が十七万二百六十円あり、合わせて二百七十八万八千六百六十円になるとの答弁がありました。

次に移管保育所の運営費についての質疑では、児童が減るとそれに伴って補てんの形で補助金が増額になるが、それも五年、六年たち、補助金が来なくなる事態になるかもしれないとすれば、市の肩がわりという現象が出てくるとの意見が出されました。また市税について財源が確保されても、基金繰り入れしてしまう点では問題のある歳入計上であるとの意見が出されました。

続いて教育費を除く歳出について理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、都市施設整備基金について今の時点で四十五億であるが、今後どのくらい積み立てるのかとの質疑に、債務負担分と将来の資金需要についての準備のためのものであり、債務負担の額については四十八億程度になる予定であるとの答弁がありました。また将来に向けての準備等についても理事者から詳細に説明がなされました。

委員より、地方債協会負担金について都下の加入状況、移転等についての質疑があり、理事者から答弁がなされた

後、教育費に移りました。理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、石綿について、何のために石綿を吹きつけたのかとの質疑に、石綿の特質である吸音と熱を防ぐといったことから吹きつけられていると。石綿除去については防衛補助との関係があり、小学校では大体昭和六十七年ごろまでかかり、中学校では二中、三中であるが、六十五年と六十七年には終了する予定であるとの答弁がありました後、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 次に、建設委員長在原 博君。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第七十四号昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第三号）（歳出予算のうち建設委員会所管分）について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、下の川のはけの緑やわき水を守る立場は変わらないか。理事者より、市の緑のマスタープランにものっており、また福生に残された重要な緑であるとの調査の提案もあり、今後とも真剣に保全に取り組んでいく考えである。

委員より、下の川の改修には反対であるので、本補正予算に反対の意見もあり、本案について起立採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 次に、厚生委員長齋藤 巽君。

（建設委員長 齋藤 巽君登壇）

○建設委員長（齋藤 巽君） 御指名をいただきましたので、議案第七十四号中歳出予算のうち厚生委員会所管分についての審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明の後、質疑に入り、委員より、児童措置費の財源振りかえ、福生・熊川保育園運営委託料の人員費減額について質疑があり、理事者より、財源振りかえは市立保育園の園児の減によるもの。福生・熊川保育園は四十八時間勤務における手当が段階的に廃止されることと園児の減によるものであるとの答弁があり、また委員より、ひまわり共同作業所の補助金については、これから運営費の補助として続けていただけるのか。また牛浜駅のトイレの改造内容について。

理事者より、ひまわり運営費の補助金については現在協議中だが、これについても出していきたい。トイレについては、現在、男子のトイレについてはコンクリートのたたきになっており、高架水槽により流しているので直接流す形にし、男女用とも便器を取りかえるとの答弁がなされ、その後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第七十四号昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第三号）について、共産党議員団を代表いたしまして反対の討論を行います。

当補正予算の審議を通じて明らかにしましたのは、歳入として見込める市税、今後法人三千万、個人五千万程度というような答弁がありました。さらに今後、歳出を増えるというような要素もないということでありま

ら、結局この時点で多額の財源を留保しているという形になると思います。こうしたことは、やはり好ましいことではないと思います。また基地交付金についても横ばい、九条交付金につきましても横ばい、微増であります。横田基地関連市町で見ましても、むしろ当市の方が下回るといような状況も出ているわけであります。従来から、この問題につきましてはモデルをつくって試案をつくるべきだということを指摘しておりますけれども、そうした点について早く着手すべきであると思います。

また今度の補正予算で財政力指数の向上というようにことが明らかになりました。〇・八。しかし、この向上は、イコール市民にとって本当に地方自治体・福生市が福祉などに力を入れていくということになるかというところ、それは必ずしもそうではありません。財政力が今日よりも低いときには最大限にこのことを口実にして、そうしたものの力点を低めておりました。今日高くなってきておりますけれども、この補正予算一つ見ましても、何ら市民に対する還元とされるような施策は何一つ見当たらないではありませんか。そういう点では、財政力の向上イコールそれは市民の税金の負担がふえたということにもなるわけですから、一層市民に対する施策の還元をすべきであろうと思います。

また歳出で大きな問題になりましたのは、一つは、金額は小さいわけですが、地方債協会の加入の問題。これは現在加入されているのは三多摩二十六市では武蔵野、八王子、町田だそうであります。それに福生市が加わるということ、二十六市中四市しか加入されない。効果のほどはということでは、今日まだ明らかにされてはいないと思います。一たん当初予算で計上しなかったわけですから、少なくとも補正で計上するというような筋の通らないようなことは私はやめるべきだろうと思います。

また大きな歳出金額、それは都市施設整備基金一億円の積み立てでございます。これによって総額四十五億七千万円もの巨額に上ります。開発公社の債務負担四十八億円、こうしたものに見合う関係で今後も積み立てていくというふうに述べております。しかし、こうした際限のない基金積立、それは裏を返せば、市民に対して当然その年度年度で還元すべき財源を後年に持ち越すわけでございますので、それだけでも、やはり市民にとりましては福祉、そうしたものを中心にいたしまして低い水準に据え置かれていくということにつながると思います。

石川市長におかれましては五月就任以来、今日まで何度か補正予算を提出されましたけれども、いずれもその補正

予算の中心は、都市施設整備基金に莫大な積み立てをするというものであって、これといって市民に対して還元すべき、また施策、そうしたものが何ら打ち出されていないと思います。そういう点では、こうした補正予算編成は大変まずい内容になっていると思います。

今後、六十四年度の予算編成では、市民に福祉、教育、そうしたもので大きなプレゼントをするような施策を計上していただきたい。そのための財源は十分にあるということを指摘いたしまして、私の反対討論といたします。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者七番佐藤慶二君。

（七番 佐藤慶二君登壇）

○七番（佐藤慶二君） お許しをいただきまして、議案第七十四号の一般会計補正予算（第三号）について、賛成の討論をさせていただきます。

今回の補正予算の歳入におきましては地方交付税や国庫支出金などで減額補正となっておりますが、市税におきまして、今回一億一千万の増額で、これにより歳入総額に対しまして約四五・五％を占める額となったことは喜ばしいことであります。

また歳出においては、今回の補正で新たにひまわり共同作業所の運営費を市から補助することとか、あるいは長年の懸案で利用者の要望であった牛浜駅の公衆便所も整備されることになり、一日も早く着手していただきたいもの的心から願っております。また地方債協会負担金についてもいろいろ議論がありますが、今後のために必要なことだと思います。

さらに視点を変えて見ますれば、財政力指数も〇・八〇と高くなったということであり、まことに結構なことでありますが、しかし、基地交付金、仮に基準財政収入額に算入されることとなると、当市の財政運営上大きな影響を及ぼすこととなることは明らかであり、こうした点は何としても回避しなければならない問題であり、ぜひ現行の形で運営されるよう要望いたします。

また今回、都市施設整備基金の積み立てを一億円しておりますが、これによって基金の総額は約四十五億七千万円余りとなりますが、こうした貴重な財源を今後の片倉跡地利用など大きな財政需要を考えれば、まことに賢明な措置であり敬意を表する次第であります。

以上のような考えから本補正予算は妥当なものであり、私は賛成する次第でございます。(拍手)

○議長(村尾栄次君) 以上で討論を終わります。

これより議案第七十四号について、起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって議案第七十四号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) 日程第六議案第七十五号昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 齋藤 巽君登壇)

○厚生委員長(齋藤 巽君) 御指名をいただきましたので、議案第七十五号について審査報告をさせていただきます。なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

審議に当たり理事者の説明を受けた後に質疑に入りました。

委員より、共同事業の関係で負担割合を教えてほしい。また高額医療費の共同事業拠出金のベースになる八十万円を超えた部分はこの質疑に、理事者より、国庫分は四〇％を引いた残りの八〇％の交付率ということで、国は事務費の部分だけ補助し、医療費の分は都と保険者拠出金で二分の一ずつ負担する。六十五年国保制度の抜本的改正があることが予測されるので、六十三年、六十四年度についてはこのままの形でいくのではないかと思う。

また高額医療費ですが、八十万円を超える部分の六〇％のうち、交付率八〇％の部分である。件数の見込みは七十件で、最高額は五百二十五万円を予測しているとの答弁があり、委員より、八十万円の線引きは福生市独自のものか

に対して、都、市、町村のすべての保険者が同様の数字で実施するとの答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) 日程第七議案第七十六号昭和六十三年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 齋藤 巽君登壇)

○厚生委員長(齋藤 巽君) 御指名をいただきましたので、議案第七十六号について審査報告をさせていただきます。なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

審査に当たり理事者の説明の後、質疑に入り、委員より、受診率の伸びはどのくらい見込んでいるか。また、今はどのくらいかとの質疑に、理事者より、約一〇％の伸びを見込んでいる。当初においては一一三％程度を見込んでい

るとの答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十六号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第八議案第七十七号昭和六十三年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第七十七号昭和六十三年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、下の川改修事業が進んでいるが、道路についてはどの程度の利用者数となっているか。理事者より、六

十一年五月の清水坂下での交通量調査では、大型車から二輪車まで合わせ、日量千二百六十二台となっている。

委員より、下の川工事遂行に当たり、伐採された木はどのくらいか。理事者より、伐採したのは十九本であり、移植を二十四本予定している。なお構造物に接近している大きな木はできるだけ残すよう配慮している。

審査中に反対の意見があり、本案について起立採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げて、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。反対者二番大森 進君。

（二番 大森 進君登壇）

○二番（大森 進君） 議案第七十七号昭和六十三年度福生市下水道事業会計補正予算に対し反対討論を行います。

今年度の下川改修工事は工事請負契約が三回不調になるなど、近年になかった事態を招きました。これは当初からの計画や議会運営等の問題点が多々あり、結果として今回それがあらわれていると考えます。工事区間を短くし、工事に着工することになりましたが、その責任はすべて理事者側に帰するところが大きく、今回の補正予算減額についても容認できるものではありません。

さらに緑の保全については十九本の木を伐採するなど自然環境が著しく損なわれることは事実です。一度木を切れば、もどに戻るのは何年あるいは何十年もかかります。福生市は緑や自然が少なく、自然環境や緑を守るのは、市や市民にとっても責務であります。

そうした立場から下の川改修事業に反対であるし、今回の補正予算にも反対するものです。

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより議案第七十七号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。  
お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって議案第七十七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第九議案第七十八号昭和六十三年度福生市受託水道事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 在原 博君登壇)

○建設委員長(在原 博君) 御指名がございましたので、議案第七十八号昭和六十三年度福生市受託水道事業会計補正予算(第二号)の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

委員より、本年は雨が多かったが、地下水に対する影響はどうか。理事者より、当市は取水用深井戸が十二本あるが、水位は平年どおりであり影響はないと考えている。

委員より、分水の送水管工事の影響により、都の指導で自己水を日量七千立方メートルを現在より余計にくみ上げているが、いつごろまで続くのか。理事者より、残堀系の工事の終わる来年三月ごろまでくみ上げることになる。したがって、自己水くみ上げは年平均で一萬三千トン、都分水は五千トンの日量となる。

委員より、地下水は有限資源であり、極力くみ上げない方法をとられるよう要望があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十八号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十八号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第十議案第八十号福生市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 御指名をいただきましたので、議案第八十号福生市教育委員会委員の任命についてその提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

本案は教育委員会委員の選任に対する御同意をいただきますようお願い申し上げます。提案が遅くなりましたが、この際、空席となっております教育委員会委員に來住野和也氏が適任であると思ひまして、ここに御提案申し上げます。

來住野和也氏は、東京教育大学文学部を卒業されまして、現在、学校法人桐朋学園桐朋高等学校で教諭をされておられます。大変教育関係の知識と経験の豊かな方で、教育の専門家でございますので教育委員会委員といたしまして御同意をお願い申し上げます。

履歴につきましては、お手元の議案書に添付してございますので、ごらんをいただきたいと思います。

よろしく御審議をいただきまして、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。